

旅館業営業許可取得までの流れ

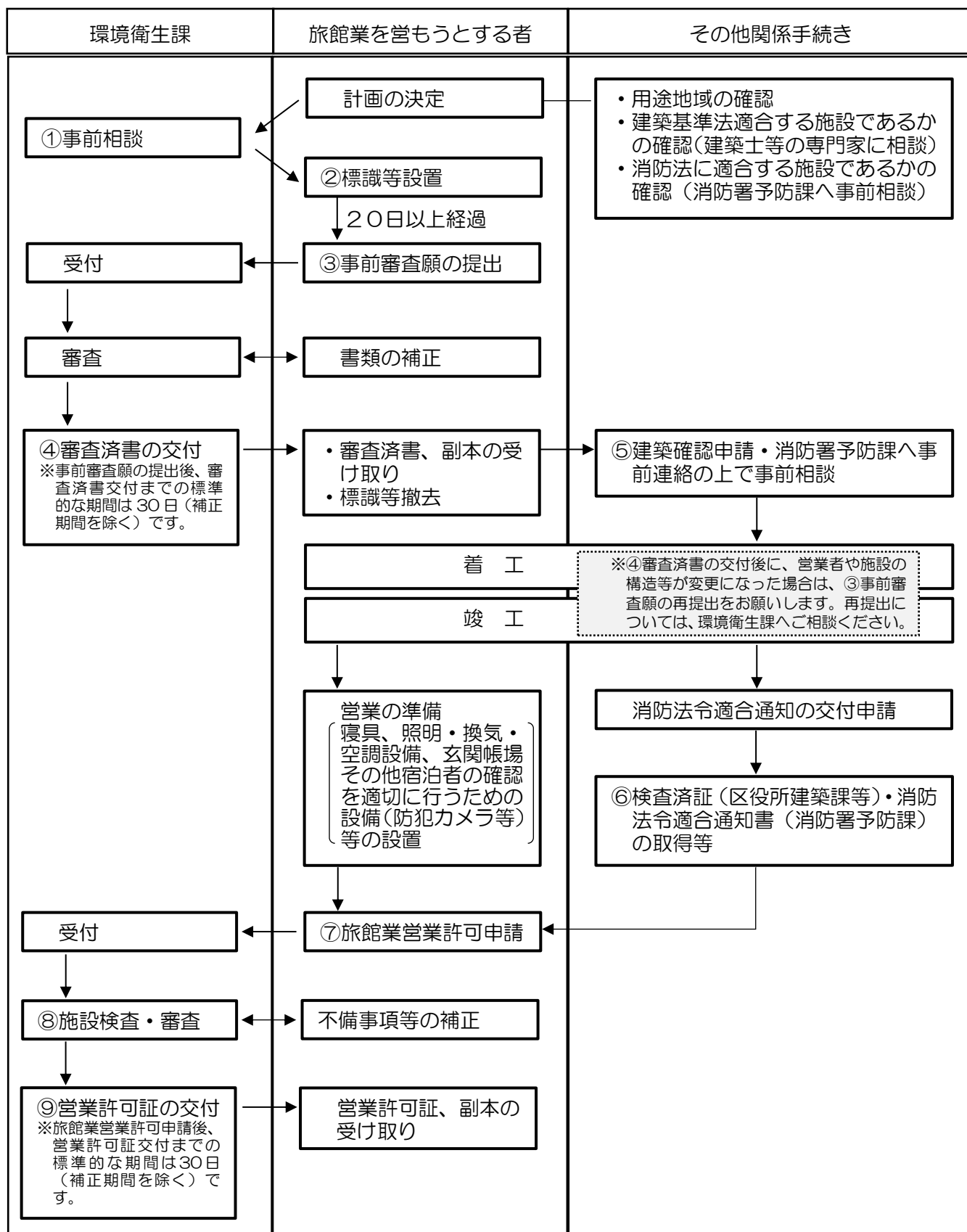
広島市では、旅館業を営もうとする者に対し、広島市旅館業許可事務及び指導要綱に基づき、事前審査願の提出を指導しています。

旅館業営業許可を取得するまでの流れは、次のとおりです。



項目	内容
①事前相談	<p>旅館業施設の計画概要が決まり次第、事前予約の上で環境衛生課へ事前相談をお願いします。来所の際は、計画図面等、施設の概要がわかる資料を持参していただきますようお願いします。</p> <p>【用途地域等の確認をお願いします。】 旅館業法に基づく宿泊施設の営業を予定している建物については旅館業法以外に建築基準法や消防法等の他法令にも適合させる必要があります。 特に、建築基準法において、宿泊施設の営業が可能な用途地域が定められているため、旅館業を検討する場合は、必ず事前に用途地域を確認してください。 ○インターネットをお使いの方 広島市のホームページで地図情報を提供していますので、ご利用ください。 ⇒ ひろしま地図ナビ (URL: https://www2.wagmap.jp/hiroshimacity/Portal) ○インターネット接続環境をお持ちでない方 市役所本庁舎【都市整備局都市計画課】、または各区役所【建築課】に設置してあります「都市計画情報検索システム」をご利用ください。</p> <p>また、既存の建物を利用し、旅館業施設としての使用を検討する場合は、その建物について建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法の様々な規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家に相談の上、適法に計画・工事を行ってください。詳しくは、広島市ホームページ「飲食店や物販店舗、ホテル、福祉施設等を開業するときの建築物に関する注意事項 (URL: https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/kenchiku/350673.html)」をご確認ください。</p>
②標識等の設置	<p>旅館業営業場所の敷地または建物の共同玄関等、公道に面する見えやすい場所に計画内容を記載した標識等を設置して、周辺住民等の意見を聞いてください。計画の説明等を求められた場合は、説明会を開催するなど、対話による解決を図ってください。 ※ 標識等は、審査済書が交付されるまで設置してください。</p>
③事前審査願の提出	<p>②標識等の設置から20日以上経過後、事前審査願を正副2通作成して環境衛生課へ提出してください。 ※ 事前審査願（鑑）、標識、計画公開結果報告書、旅館業営業許可申請の添付書類（暴力団排除に関する様式を除く）を1通とし、正副2通作成してください。</p>
④審査済書交付	<p>事前審査願の提出後、審査済書交付までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。審査終了後、審査済書の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p>
⑤建築確認申請・消防署予防課へ事前相談	<p>区役所建築課等へ建築確認申請を行ってください。また、消防署予防課へ事前連絡の上で事前相談を行ってください。</p>
⑥検査済証・消防法令適合通知書の取得等	<p>新築建物：検査済証（区役所建築課等）及び消防法令適合通知書（消防署予防課）を取得してください。 用途変更手続きを伴う建物：工事完了届を提出したことが確認できる書類（確認申請等台帳記載事項証明書等）及び消防法令適合通知書を取得してください。 用途変更手続きを伴わない建物：消防法令適合通知書を取得してください。なお、建築基準法に適合しているか申請時に聞き取りを行います。</p>
⑦旅館業営業許可申請	<p>旅館業営業許可申請書を正副2通作成し、手数料22,000円を添えて環境衛生課へ申請してください。 ※ 旅館業営業許可申請書（鑑）、旅館業からの暴力団排除に関する合意書に基づく様式、⑥検査済証・消防法令適合通知書の取得等で取得した書類の写し、③事前審査願の添付書類と同様の書類（事前審査願（鑑）を除く）を1通とし、正副2通作成してください。</p>
⑧施設検査・審査	<p>⑦旅館業営業許可申請内容と一致しているか、施設検査を行います。客室面積の計測、寝台の設置状況、玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うことができる設備（防犯カメラ映像等）の確認等を行います。 ※ 検査の結果、不備事項等が確認された場合は、不備事項等の補正を求めます。</p>
⑨旅館業営業許可証交付	<p>旅館業営業許可申請後、営業許可証交付までの標準的な期間は30日（補正期間を除く）です。営業許可証の交付と副本の返却を行いますので、環境衛生課窓口にて受け取りをお願いします。</p>

旅館業営業許可取得までの流れ（フロー図）



広島市保健所環境衛生課環境衛生係（健康福祉局保健部環境衛生課）
 〒730-0043 広島市中区富士見町11番27号
 TEL：082-241-7408
 FAX：082-241-2567（保健所共用）
 MAIL：kankyoeisei@city.hiroshima.lg.jp